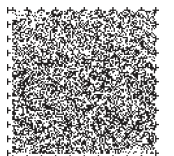
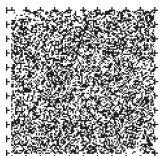
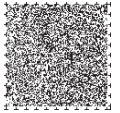


資 料 編

- 1 紀の川市母子保健体制体系図・・・・・・・・・・・・・・68
- 2 療育システム図・・・・・・・・・・・・・・69
- 3 那賀圏域の障害者施設等の状況・・・・・・・・・・・・70
- 4 紀の川市災害時避難所一覧・・・・・・・・・・・・78
- 5 計画の策定経過・・・・・・・・・・・・79
- 6 紀の川市障害者基本計画・
障害福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・80
- 7 紀の川市障害者基本計画等策定委員名簿・・・・・・・・81
- 8 障害福祉事業所利用者（若年層）・障害児者父母の会会員・
難病患者家族会会員・支援学校及び市内特別支援学級教員
への聞き取り等アンケート調査の概要・・・・・・・・82
- 9 用語解説・・・・・・・・・・・・86

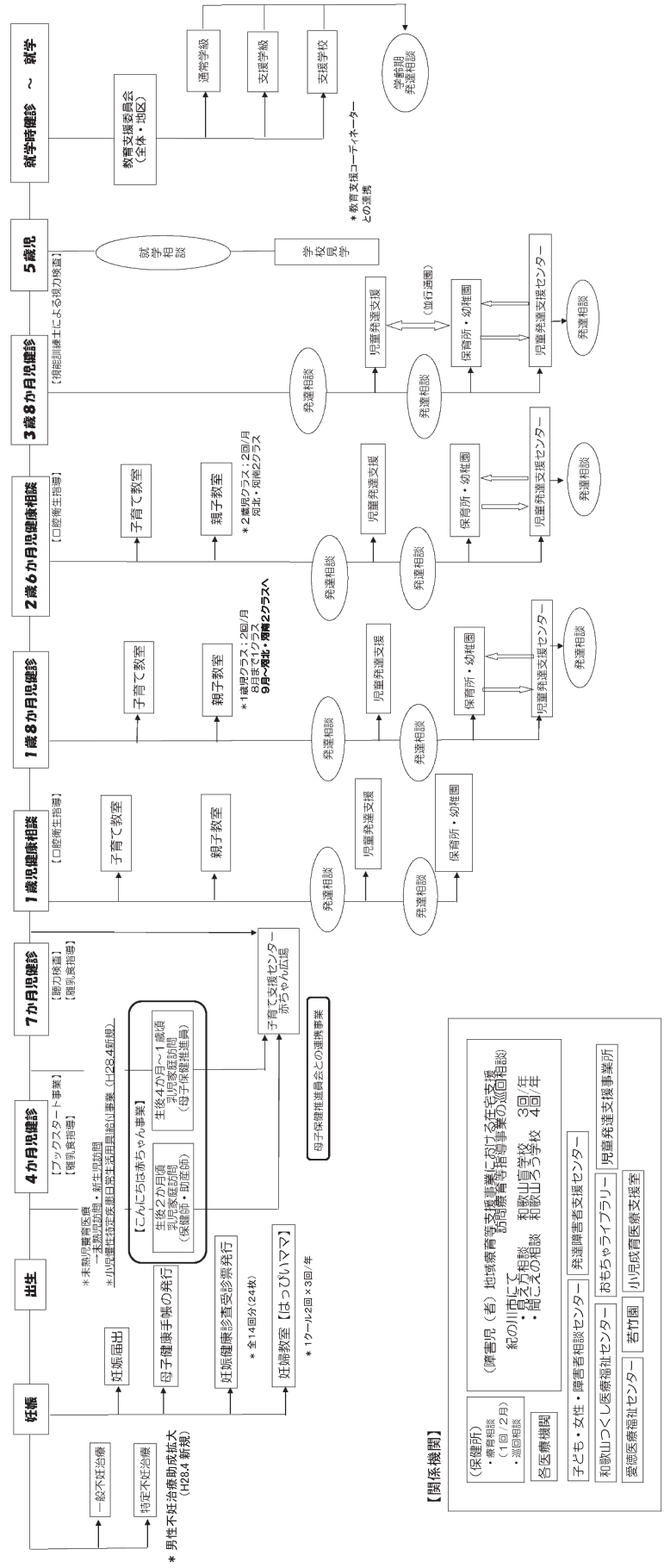






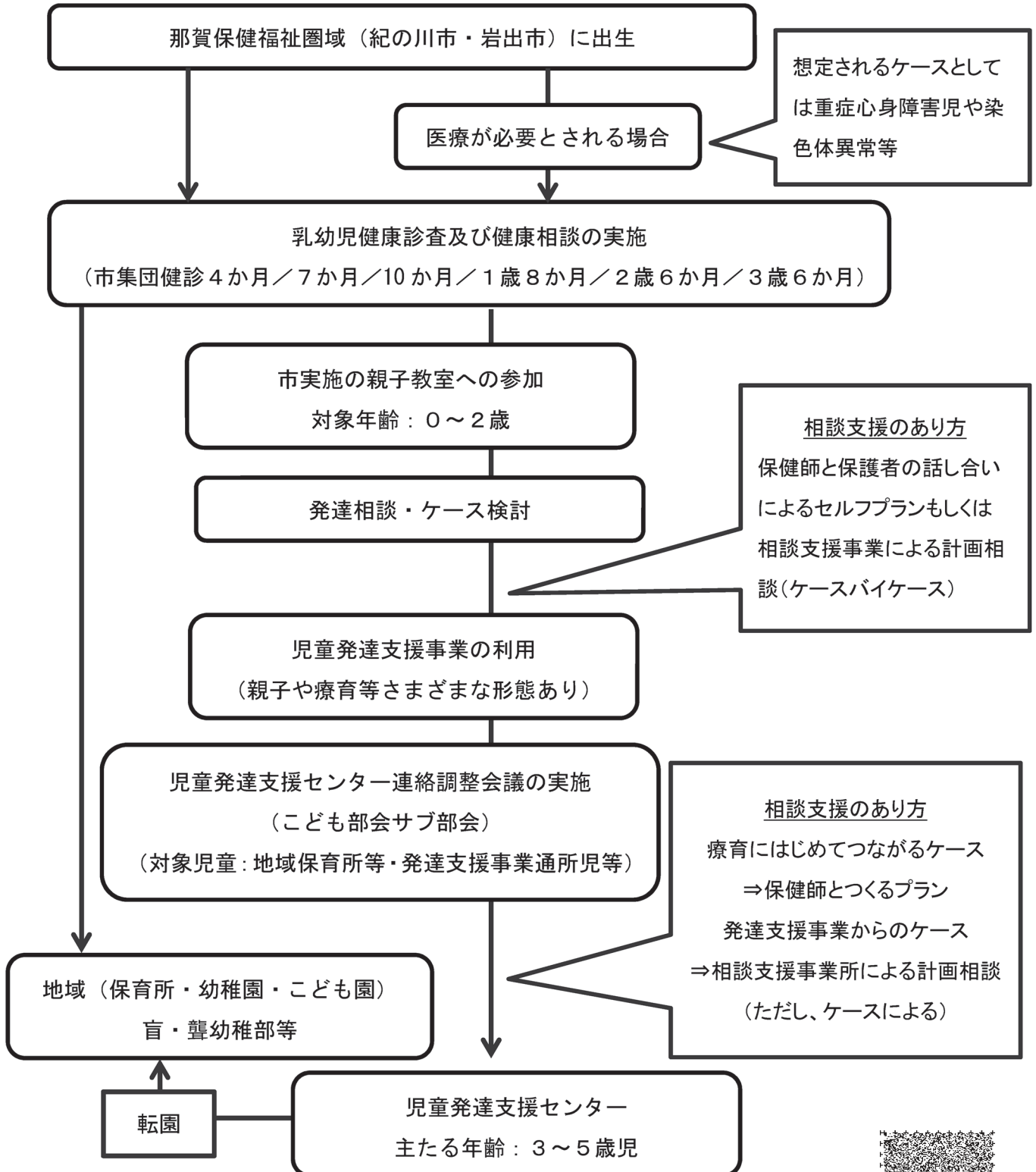
1 紀の川市母子保健体制体系図 (平成28年4月現在)

【平成28年現在】



2 療育システム図

児童発達支援センター入所までの那賀障害福祉圏域療育システム



3 那賀圏域の障害者施設等の状況

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等（平成28年4月1日現在）

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なる。

ア 療養介護

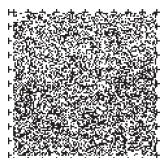
医療を要する人であって、常に介護を必要とする人に、主として昼間に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスを提供する。

施設名	住所	実施主体	定員
(福)和歌山つくし会 療養介護施設 つくし医療・福祉センター	岩出市中迫 665	(福)和歌山 つくし会	136

イ 生活介護

常に介護を必要とする人に昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

施設名	住所	実施主体	定員
たんぽぽ作業所	紀の川市貴志川町 井ノ口 1591-1	(福)貴桃会	40
きのかわ共同 作業所	岩出市根来 1557	(福)きのかわ 福祉会	8
生活介護事業所三幸園	紀の川市粉河 4168	(福)山水会	20
来実の会	紀の川市上田井 451-1	(NPO) 来実の会	20



施設名	住所	実施主体	定員
PURE 皆楽	紀の川市竹房 314	(福) 皆楽園	50
(福) 和歌山つくし会 多機能型福祉事業所 つくしの里	岩出市中迫 665	(福) 和歌山 つくし会	10
きらり	紀の川市粉河 681-4	(福) 和歌山県 福祉事業団	20

ウ 自立訓練（生活訓練）

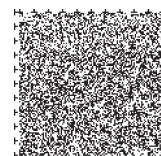
自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

施設名	住所	実施主体	定員
シャイン	岩出市宮 71-1 パストラルビル 3階B号	(福) きのかわ 福祉会	20

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

施設名	住所	実施主体	定員
きのかわ ふるさと村	紀の川市西大井 410-5	(福) きのかわ 福祉会	10
きのかわ 共同作業所	岩出市根来 1557		6
若葉作業所	紀の川市粉河 46	(福) 筍憩会	13



オ 就労継続支援A型

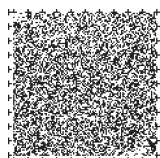
一般企業等での就労が困難な人に、利用者と雇用契約を結んだ上で、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

施設名	住所	実施主体	定員
障害福祉サービス事業 マルワック	紀の川市桃山町 調月 1758-18	(福) 桃の木会	50
ソーシャルファームもぎたて	紀の川市平野 927	(福) 一麦会	20
合同会社エイコー	紀の川市上野 5-3	(同) エイコー	20
ピーチ岩出	岩出市清水 363-4 サンエービル 1階	(株) プラム	20

カ 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

施設名	住所	実施主体	定員
就労支援事業所 三幸園	紀の川市粉河 4168	(福) 山水会	30
就労支援事業所 第2三幸園	紀の川市粉河 4138-3		30
きのかわふるさと村	紀の川市西大井 410-5	(福) きのかわ 福祉会	15
きのかわふるさと村 きずな福祉作業所	紀の川市赤尾 326-2		10
きのかわ共同作業所	岩出市根来 1557		26
ふるさとファーム	紀の川市東三谷 335-1		20
若葉作業所	紀の川市粉河 46	(福) 筍憩会	13
プレイス	紀の川市貴志川町 長山 1651	(NPO) プレイス	20
岩出サンワーク	岩出市東坂本 62-5	(NPO) 岩出 サンワーク	20

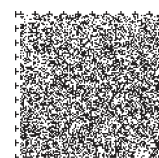


施設名	住所	実施主体	定員
マルワック	紀の川市桃山町 調月 1758-18	(福) 桃の木会	10
P o - z k k	紀の川市粉河 1758-1	(福) 一麦会	20

キ 施設入所支援

施設に入所する人に、主として夜間、入浴、排せつ及び食事等の介護を行う。

施設名	住所	実施主体	定員
PURE皆楽	紀の川市竹房 314	(福) 皆楽園	50

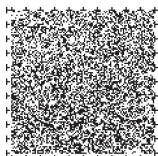


ク 共同生活援助（グループホーム）

平成26年4月から、共同生活援助（グループホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の世話をを行う。）と、共同生活介護（ケアホーム：共同生活を行う住居で、相談その他必要な日常生活上の援助を行う。）が共同生活援助（グループホーム）に一元化された。

事業所の種類には、共同生活援助（介護サービス包括型）事業所、外部サービス利用型共同生活援助事業所がある。

施設名	住所	実施主体	定員
ゆうゆうホーム	紀の川市粉河 214-4	(福)山水会	8
ふじい台サンホーム	紀の川市藤井 24-37		4
秋葉台サンホーム	紀の川市粉河 4801-147		4
きのかわ福祉会 ホーム	岩出市野上野 194-9	(福)きのかわ 福祉会	4
	岩出市金屋 247-32		4
	岩出市宮字宮ノ内 155-1		10
	岩出市安上字東谷 694-1		4
	岩出市西野 325 しかしあつ 208		1
ホームあゆみ	岩出市吉田 47-1	(医)宮本会	8
ローズ桃山	紀の川市桃山町 調月 1758-18	(福)桃の木会	20
	紀の川市桃山町最 上 613-1		10
たんぼぼの家	紀の川市貴志川町 井ノ口 1591-2	(福)貴桃会	休止中



ケ 相談支援

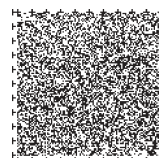
障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行う。

・県が指定する指定一般相談支援事業所（基本相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

施設名	住所	実施主体	指定に係る種類
麦の郷 紀の川 生活支援センター	紀の川市尾崎 79-1	(福)一麦会	指定一般相談支援 (地域移行・定着)
桃郷障害児者相談 支援センター	紀の川市桃山町 調月 58-3	(福)桃郷	指定一般相談支援 (地域移行・定着)
那賀圏域障害児者 相談支援事業所 れん	紀の川市粉河 681-4	(福)和歌山県 福祉事業団	指定一般相談支援 (地域移行・定着)

・市が指定する指定特定相談支援事業所（基本相談支援、計画相談支援、障害児相談支援）

施設名	住所	実施主体	指定に係る種類
岩出障害児者相談・ 支援センター	岩出市宮 71-1 パストラルビル1階	(福)きのかわ 福祉会	計画相談支援
つくし相談支援事業所	岩出市中迫 665	(福)和歌山 つくし会	計画相談支援 障害児相談支援
相談支援事業所 岩出サンワーク	岩出市東坂本 62-5	(NPO)岩出 サンワーク	計画相談支援
麦の郷 紀の川 生活支援センター	紀の川市尾崎 79-1	(福)一麦会	計画相談支援 障害児相談支援
桃郷障害児者相談 支援センター	紀の川市桃山町 調月 58-3	(福)桃郷	計画相談支援 障害児相談支援
社会福祉法人山水会サンパル	紀の川市粉河 4163-2	(福)山水会	計画相談支援 障害児相談支援
ホームケアサービスほのか	紀の川市貴志川 町尼寺 186	(有)ニュース テージ	計画相談支援 障害児相談支援
桃の木会相談支援事業所	紀の川市桃山町 調月 1758-18	(福)桃の木会	計画相談支援 障害児相談支援



施設名	住所	実施主体	指定に係る種類
たんぼぼ	紀の川市貴志川 町井ノ口 1591-1	(福) 貴桃会	計画相談支援
相談支援事業所 PURE 皆楽	紀の川市竹房 314	(福) 皆楽園	計画相談支援
那賀圏域障害児者 相談支援事業所 れん	紀の川市粉河 681-4	(福) 和歌山県 福祉事業団	計画相談支援 障害児相談支援
ケアセンターおたっしゅ倶楽 部 那賀相談支援事業所	紀の川市上野 299-1	和歌山高齢者 生活協同組合	計画相談支援 障害児相談支援
紀の川市社会福祉協議会 相談支援事業所	紀の川市桃山町 最上 1253-2	(福) 紀の川市 社会福祉協議会	計画相談支援

コ 医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

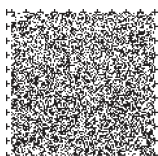
施設名	住所	実施主体	定員
(福) 和歌山つくし会 医療型障害児入所施設 つくし医療・福祉センター	岩出市中迫 665	(福) 和歌山 つくし会	136

(2) 居宅サービス等の事業所の状況（平成28年4月1日現在）

居宅において日常の生活を送っている障害者等に対して、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービスの提供を行う事業所の状況は、次のようになっている。

ア 障害者総合支援法に基づく居宅サービスの事業所

サービスの種類	事業所数
居宅介護	27
重度訪問介護	27
同行援護	11
行動援護	1
短期入所	5



イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所

サービスの種類	事業所数
福祉型児童発達支援センター	1
児童発達支援	10
放課後等デイサービス	11
保育所等訪問支援	2

(3) 障害児者関係団体、家族会について（各団体の紹介文等から抜粋）

ア 身体障害者連盟

紀の川市身体障害者連盟では、障害者の自立と社会参加の推進を目的として活動しています。また、福祉・医療の向上を目指し、国・県・各行政に対し要望や会員互助の親睦交流・仲間の情報交換等に努めています。親睦研修旅行や福祉大会、グラウンドゴルフ・ボッチャも行っています。

年会費：500円。

イ 障害児者父母の会（平成29年4月障害児者父母の会連合会から改名予定）

療育手帳を所持している障害児者の父母の会です。

親睦旅行、クリスマス会などいろいろな行事を通して、交流の場を広げるとともに、研修等も行っています。

年会費：一家族につき3,000円

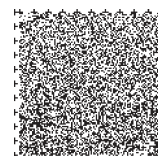
ウ 精神障害者家族会

統合失調症やうつ病など精神疾患を発症した時、本人はもちろんのこと家族も戸惑い、そのつらさを家族だけで抱え込んでしまうことが少なくありません。そこで、毎月1回同じ悩みをもつ家族が集まってどんなことでも語り合い、悩みやうれしいできごとを共有するとともに、講演会や研修旅行で楽しく学びあうことは家族の大きな支えになっています。

年会費：一家族につき1,000円

エ 難病患者家族会「きほく」

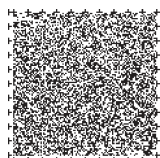
難病患者や長期慢性疾患患者の相談事業や患者の人権啓発及び機関誌発行やITによる医療や福祉、患者会活動の情報発信を行っています。



4 紀の川市災害時避難所一覧

種類	場所	番号	避難所名	住所
自主避難所	打田	1	打田保健福祉センター	西大井338
	粉河	2	粉河ふるさとセンター	粉河580
		3	鞆淵出張所	中鞆淵1041
	那賀	4	那賀保健福祉センター	名手市場144-1
	桃山	5	桃山ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場2
	貴志川	6	中貴志コミュニティセンター	貴志川町上野山28

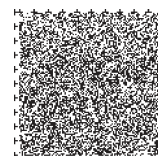
種類	場所	番号	避難所名	住所	福祉避難所を併設
避難所	打田	1	田中小学校高野分校(体育館)	高野595	
		2	田中小学校(体育館)	打田1491	
		3	池田小学校(体育館)	南中327	
		4	打田中学校(体育館・格技場)	東大井345	○(教室棟)
		5	神通温泉施設	神通150-1	
		6	井阪文化会館	西井阪169	
		7	打田保健福祉センター	西大井338	○
	粉河	8	鞆淵小・中学校(体育館)	中鞆淵968-1	
		9	竜門小学校(体育館)	杉原257-1	
		10	粉河中学校(体育館・格技場)	粉河925	
		11	粉河小学校(体育館)	粉河1558-1	
		12	粉河ふるさとセンター	粉河580	
		13	長田小学校(体育館)	長田中531-7	
		14	川原小学校(体育館)	野上126	
		15	上鞆淵集会所	上鞆淵229-5	
		16	県立粉河高等学校(体育館)	粉河4632	
		17	粉河体育館・粉河格技場	粉河1479	
		18	下鞆淵集会所	下鞆淵457	
	那賀	19	名手小学校(体育館)	名手西野328	
		20	麻生津小学校(体育館)	麻生津中16	
		21	那賀中学校(体育館・格技場)	名手市場1061	
		22	那賀体育館	名手西野114-1	
		23	那賀総合センター	名手市場1456	
		24	中尾集会所	平野2092	
		25	赤沼田集会所	赤沼田290	
		26	上名手小学校(体育館)	江川中988	
		27	県立高等看護学院(体育館)	西野山505-1	
		28	那賀保健福祉センター	名手市場144-1	
	桃山	29	那賀スポーツレクリエーションセンター	桃山町調月5	
		30	桃山保健福祉センター	桃山町最上1253	
		31	桃山中学校体育館	桃山町善田395	
		32	桃山勤労者体育センター	桃山町調月349-1	
		33	調月小学校(体育館)	桃山町調月1101	
		34	細野生活改善センター	桃山町中畑108-1	
		35	荒川中学校(体育館)	桃山町元249	
		36	蛍の里・旧野田原分校体育館	桃山町野田原639	
		37	安楽川小学校(体育館)	桃山町市場2	
		38	桃山ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場2	
	貴志川	39	和歌山県農業試験場	貴志川町高尾160	
		40	東貴志小学校(体育館)	貴志川町井ノ口148	
		41	東貴志コミュニティセンター	貴志川町岸小野180	
		42	中貴志小学校(体育館)	貴志川町上野山55	
		43	西貴志小学校(体育館)	貴志川町長原167	
		44	西貴志コミュニティセンター	貴志川町長山24	
		45	県立貴志川高等学校(体育館)	貴志川町長原400	
		46	貴志川保健福祉センター	貴志川町神戸331	○
		47	貴志川中学校(体育館・柔剣道場)	貴志川町上野山232	
		48	貴志川生涯学習センター	貴志川町長原447-1	
		49	丸栖小学校(体育館)	貴志川町丸栖206	
		50	丸栖コミュニティセンター	貴志川町丸栖658	



5 計画の策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

期日		会議内容等
平成28年	7月15日(金)	第1回障害者基本計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画について ・前計画の評価と検証について ・今後のスケジュールについて
	8月31日(水)	第2回障害者基本計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査内容について ・アンケートの実施方法について ・障害児者を取り巻く状況について
	10月1日(土) ～10月31日(月)	アンケート調査の実施
平成29年	1月13日(金)	第3回障害者基本計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート集計結果について ・アンケート結果からみえる現状と課題について
	2月1日(水) ～2月24日(金)	障害福祉事業所利用者(若年層)・障害児者父母の会会員・難病患者家族会会員・支援学校及び市内特別支援学級教員への聞き取り等アンケート調査の実施
	2月20日(月)	第4回障害者基本計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り等アンケート調査結果について ・第2次障害者基本計画基本理念と基本目標について
	3月21日(火)	第5回障害者基本計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次障害者基本計画(案)について
	3月23日(木) ～3月29日(水)	パブリックコメントの実施



6 紀の川市障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年 6月28日

告示第 88 号

(設置)

第1条 この告示は、本市における障害者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、学識経験者及び障害者の福祉に関連する分野の関係者から広く意見を求め、総合的な計画とするために紀の川市障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 障害者の実態や意向調査等の結果に基づき、障害者福祉施策の総合的かつ効果的な推進方策及びその見込量等

(2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の内から 15 人以内の委員を市長が委嘱又は任命をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉・医療関係者

(3) 障害者団体等の関係者

(4) 市民公募により選考された者

(5) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長の指名した者をもって充て、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

3 協議事項について、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

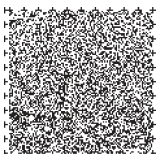
第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮りこれを定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

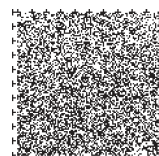
2 この告示は、紀の川市障害者基本計画の策定の日をもってその効力をうしなう。

3 この告示による最初の委員会の会議は、第4条第3項の規定にかかわらず市長が召集する。



7 紀の川市障害者基本計画等策定委員名簿

組 織 等		氏名
学識経験委員	大阪体育大学健康福祉部 学部長	板原 和子 委員長
福祉・医療関係委員	那賀医師会	長雄 好昭 委員
	基幹相談支援センター長	藤本 綾子 委員
	市内事業所代表	水木 佳宣 委員
	手話通訳士	湯川 昭子 委員
障害児者関係団体 委員	身体障害者連盟	泉中 條子 委員
	障害児者父母の会	関根 純子 委員
	精神障害者家族会	中浦 勉 委員
	難病患者家族会	森田 良恒 委員
教育関係委員	和歌山県立 きのかわ支援学校	三反田 多香子 委員
市民公募委員	市民代表	西村 林 委員
	市民代表	藤田 絵理子 委員
関係行政機関委員	教育部審議監	寺本 達也 副委員長
	統括保健師	鈴木 眞奈美 委員
計		14名

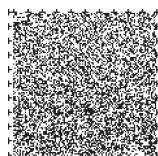


8 障害福祉事業所利用者（若年層）・障害児者父母の会会員・ 難病患者家族会会員・支援学校及び市内特別支援学級教員への 聞き取り等アンケート調査の概要

施策の体系においてあげた課題別に、アンケートでの自由意見や聞き取り調査での意見を、いくつか記載します。

（1）障害のある人への理解について

調査の対象	自由記載意見や聞き取り結果など
アンケート自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生にもっと人権教育をしてほしい。障害者に温かい手を差し伸べる子どもたちが一人でも多く育ってほしいです。 ・発達障害に対する一般的理解が全く進んでいないと感じる。みんなに優しい社会の実現を願っています。 ・障害者に対する理解は進んでると感じているのですが、まだまだ病気などにより、障害者認定を受けた本人が近所の人に知られたくないから黙ってる人がいる。今後も障害者に対する理解を深める活動の継続を願います。 ・正直まだまだ世間の目は、冷たく差別意識を根強く感じており、いまだに近所に子どもの障害のことが言えない状況にあります。
障害福祉事業所利用者（若年層）への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の人としか話すことができないので、コミュニケーションがとりにくい。
障害児者父母の会会員や難病患者家族会会員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・見た目で病気とわからないことが多いため、「怠けている」などと言われる。
支援学校教員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方に障害についての理解を図りたいが、個人情報の問題があり、プライバシーをどのように守るかについて悩んでいる。
市内特別支援学級教員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと上手に関わるのが難しい児童もいるので、周りの子どもの理解が得られているか心配。

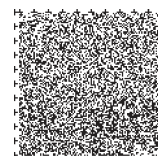


(2) 家族への支援について

調査の対象	自由記載意見や聞き取り結果など
アンケート自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・親が病気になったり親亡き後は、障害者支援施設にお世話になりたいですが、施設が不足しているのが不安です。 ・グループホームの充実を望む。親から離れて自立して生活できる場所があれば、家族の将来への不安が少しでも軽くなると思う。
障害福祉事業所利用者（若年層）への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身も家族も車を運転できないので、日常生活が不便。
障害児者父母の会会員や難病患者家族会会員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間も医療が必要なため、施設からショートステイは受け入れられないと言われた。家族が休めない。
市内特別支援学級教員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で課題を抱え込まないように心がけているが、卒業後に関わりが途切れてしまうことが多い。

(3) 地域での暮らしの充実について

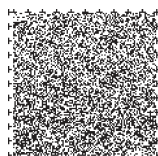
調査の対象	自由記載意見や聞き取り結果など
アンケート自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の等級によりどのような福祉サービス、支援、援助が受けられるのか、わかりやすいパンフレットやテキストを作成していただけたらと思います。 ・機能訓練など受けたくても訓練をしてくれる医療機関などが限られていて数が少ない。 ・障害がある人は、高等部を卒業したらほとんどの人が就労するが、高等部卒業後、学ぶ場、学ぶ機関の拡充を望みます。 ・生涯学習センターで行われるコンサートや映画鑑賞等に障害者特別席を設けて、車いすの方などの障害者と介助人とが周りを気にせず、音楽や映画等を楽しめるよう工夫していただきたい。 ・全ての施設に大人のおむつ交換用のベッドを希望。電車やバスは、車いすでは使用不可能な状況です。
障害福祉事業所利用者（若年層）への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・近所づきあいをしていないので、家族が不在のとき助けてくれる人がいない。



調査の対象	自由記載意見や聞き取り結果など
難病患者家族会会員 や障害児者父母の会 会員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医療施設を近くに建設してほしい。 ・ 将来的には親元から離れて暮らす場所があればいいと思う。
支援学校教員への調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の急病などで、学校に通わせることが難しくなる場合があり、緊急対応ができるシステムが欲しい。 ・ 子ども会活動など地域の活動が減少し、地域から離れた支援学校に通う生徒と地域とのつながりが、希薄になっている。
市内特別支援学級教 員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の祭りなどに積極的に参加できている。

(4) 働くことへの支援について

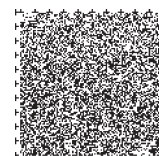
調査の対象	自由記載意見や聞き取り結果など
アンケート自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を隠して仕事しています。 ・ 排泄機能に問題があるから働きたくても、働けない。
障害福祉事業所利用 者（若年層）への聞き 取り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強してヘルパーの仕事につきたい。
障害児者父母の会会 員や難病患者家族会 会員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年患者に理解がなく退職を勧められる。経済的な援助や職場への理解の啓発をしてほしい。 ・ 作業所で仕事をした後、楽しく充実した時間を過ごせる居場所があれば、と思う。
支援学校教員への調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に向けた訓練を実施する施設の整備と、就労後、職の定着に向けた支援体制が必要。
市内特別支援学級教 員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職後のアフターケアや離職してしまった人に対して再就職の斡旋や情報提供が必要。



(5) 安全・安心な暮らしの充実について

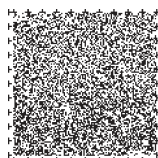
調査の対象	自由記載意見や聞き取り結果など
アンケート自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所でのストマ*用品入手と交換の場所が不安。 ・避難所での集団生活ができない。 ・自分の障害のことを避難所でわかってもらえるのか不安。 ・避難所へどのようにしていけばいいのか？一人で歩いていけません。
障害福祉事業所利用者(若年層)への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の人としか話すことができないので、コミュニケーションがとれない。 ・急に災害が起こったら正しい判断ができるか不安。
難病患者家族会会員や障害児者父母の会会員への調査	<ul style="list-style-type: none"> ・助けてほしいと訴えることが難しい。

Po-zkk 瀧川幸法さん 画

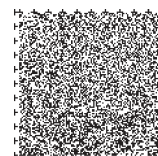


9 用語解説

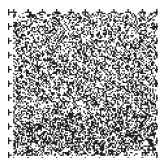
【あ行】	
あいサポート運動	多様な障害の特性や必要な配慮の方法を理解して、障害のある人が困っている場面で、ちょっとした手助けを実践することで、だれもが暮らしやすい共生社会をめざす運動。
医療型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設のうち、福祉サービスに併せて治療を行う施設。
岩出紀の川障害者就業・生活支援センター（フロンティア）	紀の川市・岩出市に住む障害者を対象とした、就業・雇用の悩みについて相談に乗り、関係機関と協力しながら解決する支援を行う施設。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある子どもが精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ、社会に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶ仕組み。
ウェブ・アクセシビリティ化	パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービス等を、障害者や高齢者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。
【か行】	
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設。平成 27 年から麦の郷紀の川生活支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけた。
基礎課程	紀の川市が主催する手話奉仕員の養成講座において、相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者等と手話で日常会話が可能なる程度まで履修する課程。



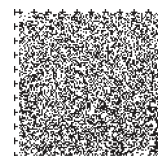
【か行】	
緊急通報システム Web119 (平成29年度から 緊急通報システム Net119に名称 変更)	聴覚や言語に障害のある方のための、携帯電話のインターネット機能を活用して119番通報するシステム。利用の際には申請書を記入のうえ、最寄りの消防本部あるいは障害福祉課に提出する必要がある。
計画相談支援事業	障害福祉サービスの利用申請時に、サービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う「サービス利用支援」と、作成されたサービス等利用計画が適切かどうか分析・評価し、必要に応じて見直しを行う「継続サービス利用支援」の総称。
個別支援計画	紀の川市災害発生時における要援護者避難支援事業において、災害発生時等に在宅で生活している要援護者等の避難支援を図り、災害時要援護者名簿登録者の安全の確保及び避難所での生活の向上等を目的として避難支援関係者に身体の状態や必要な支援、緊急時の連絡先等を記載した支援計画。
【さ行】	
災害時要援護者	高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
自主防災組織	大規模な災害が発生したとき、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成される組織。日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練などを行ったり、また、実際に地震が発生したときには、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営を行うなど、さまざまな役割を担っている。
自主防災組織育成事業費補助金	住民参加による自主防災活動を推進するため、自主防災組織が実施する防災活動に対して市が交付する補助金のこと。



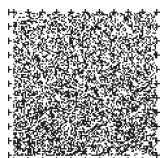
【さ行】	
指定一般相談支援事業所	市町村が行う相談支援事業のうち、地域移行支援（入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人の地域移行に向けた支援）および 地域定着支援（入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援）に関する相談に対応する事業所。
指定特定相談支援事業所	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業所。
手話言語条例	平成 23 年に改正された障害者基本法で、手話が「言語」であることが明記されたのを受け、手話の理解や普及を進め、聴覚障害者が生活しやすい環境を整備することを目的とした条例。
生涯学習出前講座	生涯学習によるまちづくりの推進を図るとともに、市民の学習活動の一助として、市が重点的に取り組んでいる事業や市民の関心が高い市政の課題等のテーマを中心に、市民からの希望に応じて担当職員等が集会場等に向いて説明を行うことにより、市の理解及びまちづくりへの参加の促進に寄与することを目的とした講座。
障害者ケアホーム等整備促進事業補助金	地域における障害者の自立した生活の促進を図るため、障害者グループホームの住居整備に要する経費に対し、和歌山県から補助される金額の 2 分の 1（上限あり）を補助するもの。
障害者雇用率制度	身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障する制度。



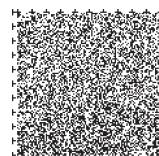
【さ行】	
障害者相談員	障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者等の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者のこと。身体障害者相談員と知的障害者相談員に分かれている。
障害者差別解消支援地域協議会	国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する人によって組織される。社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるための検討を目的とした協議会のこと。
少年メッセージ	中学生が日頃から感じていることや考えていることを発表することにより、同世代の青少年が互いに理解し合い、大人が中学生の正しい理解を深め、郷土の未来を担う若い世代の育成を図ることを目的として開催される大会。
ジョブコーチ	円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人が職場環境に適応できるよう、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整を行うなどの支援をする指導員。
ステップアップ講座	紀の川市が主催する手話奉仕員の養成講座において、基礎課程を修了した方を対象とした、手話によるコミュニケーション能力をさらに向上させることを目的とした講座。
ストマ	消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。
生活技能訓練	対人関係を中心とする社会生活技能や身辺自立に関わる日常生活技能などの生活技能を向上させることによって困難さを解決しようとするための訓練。



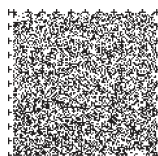
【さ行】	
成年後見制度	民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。
早期支援コーディネーター	子どもの発達とその支援に関する知識と経験を有しており、子どもの発達および家族の支援を適切に行える人材で、かつ子ども・家族の支援に必要と考えられる関係機関を調整し、支援をコーディネートする人。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う人。
【た行】	
地域共生社会	高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り高め合う社会のこと。
地域生活支援拠点	障害のある人の地域生活の支援を推進するための多機能型拠点のこと。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。



【た行】	
地域福祉権利擁護事業	知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。
地区公民館	紀の川市内各旧町地区に設置されている、サークル活動や研修会、会議等の各種活動に利用できる施設。
つなぎ愛シート	幼児児童生徒の教育的ニーズ等の変化に、継続的かつ適切に対応するために作成し、子ども達が健やかに成長し、社会自立できるように保護者が活用するシート。
特定健診	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクのある人の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けることを目的とした健康診査。
トライアル雇用	ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、障害のある人等を一定期間試行雇用し、期間終了後に本採用するかどうかを決める制度。
【な行】	
那賀圏域障害児・者自立支援協議会	那賀圏域（紀の川市・岩出市）における関係機関が連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。
入門課程	紀の川市が主催する手話奉仕員の養成講座において、相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶及び自己紹介が可能な程度まで履修する課程。
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方にに基づき、そのような社会実現に向けて条件を整える取り組みのこと。



【は行】	
パブリックコメント	行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度。
ピアサポート	一般的には、同じような経験、立場の人によるサポートをさす。障害者福祉においては、障害のある人が相談員として活動することなどが挙げられる。
福祉委員	身近な地域における住民の生活を見守り、声かけを行い、困りごとや相談に対応するとともに、民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会などと連携しながら、福祉課題の解決に向けて取り組んでいる地域のボランティア。
福祉型児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
法人後見事業	社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。
【ま行】	
目からウロコのじんけん学習講座	教育委員会が主催する身近な人権問題について、堅苦しくない雰囲気の中で楽しく学ぶ講座の名称。
【や行】	
優先調達法	平成 25 年 4 月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するように努めることとした。



第2次 紀の川市障害者基本計画

発行 紀の川市 保健福祉部 障害福祉課

〒649-6492 紀の川市西大井 338

電話 0736-77-0821 FAX 0736-79-3926

発行年月 平成 29 年 3 月

